

別表第1(第3条関係)

伐採及び伐採後の造林の届出書チェックリスト

項目	No.	事項	確認内容	チェック	
対象	1	林地開発許可対象となる場合の伐採の有無	開発に係る伐採面積が1 ha 以下であるか。	はい	いいえ
	届出書の内容確認	2	届出人	届出は伐採者と森林所有者が異なる場合は、連名となっているか。	はい
届出は伐採者と森林所有者と届出者が異なる場合は連名となっているか。				はい	いいえ
3		連絡先	住所・電話番号が記載されているか。	はい	いいえ
4		伐採方法	主伐(皆伐又は択伐)・間伐の別、伐採率が記載されているか。	はい	いいえ
5		作業委託先	伐採作業を委託する場合、委託先が記載されているか。	はい	いいえ
6		伐採樹種及び伐採齢	樹種と樹齢が記載してあるか。	はい	いいえ
7		伐採の期間	1年を超えて申請している場合は、伐採の計画を年次別に記載してあるか。	はい	いいえ
			伐採開始が届出日の30日～90日前であるか。	はい	いいえ
8		集材方法	集材方法が記載されているか。また、方法が集材路の場合は予定幅員、延長が記載されているか。	はい	いいえ
9		造林面積等の計画	人工造林、天然更新等の面積の内訳、天然更新補助作業及び鳥獣害対策の有無が記載されているか。	はい	いいえ
10		造林の計画(天然更新の場合)	伐採の5年後において適確に更新がされない場合の造林計画が記載されているか。	はい	いいえ
11		造林の計画(森林以外の用途に供する場合) ※天然更新の欄を準用	伐採の5年後において当該用途に供されていない場合の造林計画が記載されているか。	はい	いいえ
12		森林以外の用途	伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合その用途が記載されているか。	はい	いいえ
13	伐採者等の意思の確認欄	伐採計画書及び造林計画書裏面の確認欄にチェックがされているか。	はい	いいえ	
添付書類の確認	14	伐採地及び木材の搬出経路等が確認できる書類	伐採地の位置図又は字図(地籍図)に搬出経路をマーキングしたものを添付されているか(参考様式1)。	はい	いいえ
	15	土地所有者が確認できる書類	登記簿謄本等の、住民票等が添付されているか。	はい	いいえ
	16	森林所有者と登記簿謄本の名義が異なる場合に相続等を証する書類	相続人代表者であることの申立書(様式第2号)が添付されているか。	はい	いいえ
	17	各関係団体等との協議確認できる書類	協議書(様式第3号)が添付されているか。	はい	いいえ
	18	公道管理者、河川管理者等との協議が確認できる書類	関係管理者との協議書が添付されているか。	はい	いいえ
			許可証等がある場合は、許可証等の写しが添付されているか。	はい	いいえ
19	登記名義人と現管理者が異なる場合の確認書類	土地の売買契約書又は立木の売買契約書が添付されているか。	はい	いいえ	

伐採及び伐採後の造林の届出書

年 月 日

湧水町長 殿

【森林所有者】

〒

住所

氏名

印

電話

【届出者】

〒

住所

氏名

印

電話

【伐採事業者】

〒

住所

氏名

印

電話

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。
なお、遵守事項を確認し、伐採することを誓約します。

1 森林の所在場所

湧水町	大字	字	地番
-----	----	---	----

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

--

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合にあっては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 4 届出者が森林所有者等でない場合にあっては、森林所有者と届出者、伐採事業者が連名で提出すること。
- 5 届出に係る森林において、過去に森林整備事業（造林補助事業等）が実施されていた場合、その事業完了日から所定年数が皆伐や転用等が制限されている場合があるので、該当する場合は、地域振興局もしくは事業を実施した者（森林組合等）に確認すること。

(別添)

伐採計画書

【届出人】

住所

氏名

1 伐採の計画

伐 採 面 積	ha (うち人工林 ha、天然林 ha)		
伐 採 方 法	主伐 (皆伐・択伐)・間伐	伐採率	%
作 業 委 託 先			
伐 採 樹 種			
伐 採 齢			
伐 採 の 期 間			
集 材 方 法	集材路・架線・その他 ()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員	m	延長 m

2 備考

--

注意事項

- 1 伐採率欄には立木材積による伐採率を記載すること。
- 2 樹種は、すぎ、ひのき、まつ (あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 3 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 4 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。
- 5 伐採作業に入る場合は、伐採現場付近に伐採期間を記載した標識を設置すること。

遵守事項

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認して伐採を行います。② 地元自治会長及び隣接者への伐採の内容を事前に説明して伐採を行います。③ 伐採に当たっては、林地の保全、落石の防止、土砂の流失、風水害等各種災害を誘発することのないよう十分考慮して行います。④ 伐採・搬出に公道 (町道、農道、林道)、作業道・用排水路を反復して利用する場合は、申請書又は届出書を提出し、万が一破損した場合は、原形復旧を行います。⑤ 伐採に起因する事案が生じた場合には、伐採中及び伐採後においても森林所有者、伐採事業者がその責任を負い、原形復旧及び森林保全の早期回復を行います。⑥ 伐採に係る森林の状況報告書については、伐採後 30 日以内に提出します。 |
|---|

遵守事項を確認しました。 森林所有者 届出者 伐採事業者 (確認後にチェックしてください。)

(別添)

造林計画書

造林については

- 森林所有者
 届出者
 伐採事業者 が行います。
(にチェックしてください)

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A+B+C+D)		ha
人工造林による面積 (A+B)		ha
植栽による面積 (A)		ha
人工播種による面積 (B)		ha
天然更新による面積 (C+D)		ha
ぼう芽更新による面積 (C)		ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 ()・なし	
天然下種更新による面積 (D)		ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 ()・なし	

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林 (植栽・人工播種)			ha	本		
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)						
5年後において 適確な更新が なされない場合						

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

--

2 備考

--

(裏面)

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するように記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

伐採後の造林に係る森林の状況の報告制度

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 人工造林の場合、植栽完了の日から30日以内に報告書を提出します。② 天然更新の場合、天然更新完了の日から30日以内に報告書を提出します。③ 林地転用の場合、その用途に供した日から30日以内に報告書を提出します。 |
|---|

当該報告制度を確認しました。

伐採後の造林に係る権限を有する者

(確認後にチェックしてください)

(森林所有者等)

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

様

届出人 住 所
氏 名 ⑩
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電 話

伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林所有者の相続人代表者
であることの申立書

下記の森林について、私が相続人の代表者として、伐採及び伐採後の造林の届出書を申請し、本届出書に係る一切の責任を負うことを併せて申し立てします。

記

(森林の所在) 大字 字 番地

(森林所有者) 亡

森林所有者との関係 ()

第3号様式（第3条関係）

関係施設管理者との協議書

湧水町長 様

_____地区の伐採については、次のとおり協議しました。

協議日 年 月 日
関係団体
代表者又は
担当者名 ㊟

協議内容	協議結果
	承認 ・ 否認

協議日 年 月 日
関係団体
代表者又は
担当者名 ㊟

協議内容	協議結果
	承認 ・ 否認

協議日 年 月 日
関係団体
代表者又は
担当者名 ㊟

協議内容	協議結果
	承認 ・ 否認

協議者 _____ ㊟

※この協議書は、団体及び代表者に責任を問うものではありません。

様

湧水町長

印

伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書

年 月 日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された下記の伐採及び伐採後の造林の計画は、湧水町森林整備計画に適合すると認められるので、通知する。

記

提出された伐採及び伐採後の造林の届出の概要

森林の所在場所： 始良郡湧水町

伐採面積： h a

伐採方法： 主伐（皆伐・択伐）・間伐 伐採率（%）

伐採の期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

伐採樹種：

伐採齢：

造林の方法： 人工造林（植栽・人工播種）

人工造林が完了した日から30日以内に伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書（第11号様式）の提出

天然更新（ぼうが更新・天然下種更新）

伐採を完了した日から30日以内に伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書（第11号様式）の提出

樹種，本数

造林の面積：

造林の期間：

（留意事項）

様

湧水町長

印

伐採及び伐採後の造林の届出確認通知書

年 月 日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書について、下記の内容を確認したので通知する。

記

森林の所在場所 : 始良郡湧水町
伐採面積 : ha
伐採方法 : 主伐（皆伐・択伐）
伐採を完了した日から30日以内に伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書（第11号様式）の提出
伐採の期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日
伐採樹種 :
伐採年齢 :

（留意事項）

第 号
年 月 日

様

湧水町長 印

伐採及び伐採後の造林の計画の変更に関する命令書

年 月 日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画のうち下記事項については湧水町森林整備計画に適合しないと認められるので、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の9第1項の規定に基づき、伐採及び伐採後の造林の計画を変更するよう命令する。

記

命令に係る森林の所在場所				命令の内容	その他必要な事項
市町村	大字	字	地番		

[教示] この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に湧水町長に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、湧水町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(注) 1 命令の内容欄には、湧水町森林整備計画に適合しない内容について変更すべき点とその理由を具体的に記載すること。

2 その他必要な事項欄には、伐採及び伐採後の造林の計画を変更するのに必要な指導事項を具体的に記載すること。

第7号様式（第8条，第15条関係）

第 号
年 月 日

様
（被勧告者の氏名又は名称及び住所）

湧水町長

印

勧告書

森林法第10条の10第1項の規定に基づき下記のとおり勧告する。

記

- 1 勧告に係る森林の所在場所
- 2 勧告の内容（実施又は改善すべき施業及びその方法）
- 3 勧告する理由
- 4 その他必要な事項

〔注意事項〕

この勧告書に従って，施業を実施又は改善した場合には，遅滞なくその旨を書面により報告すること。

第 号
年 月 日

様

湧水町長

印

伐採及び伐採後の造林の計画の遵守に関する命令書

年 月 日現在貴殿が行っている下記の森林における〔伐採/伐採後の造林〕は、年 月 日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画に従っていないと認められるので、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の9第3項の規定により、貴殿の提出した届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画に従って〔伐採/伐採後の造林〕を行うよう命令する。

記

命令に係る森林の所在場所				命令の内容	その他必要な事項
市町村	大字	字	地番		

〔教示〕この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、湧水町長に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、湧水町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

- 〔注〕
- 〔伐採/伐採後の造林〕は、該当するものを選択すること。
 - 命令の内容欄には、提出のあった伐採及び伐採後の造林の計画に従っていない内容について具体的に記載すること。
 - その他必要な事項欄には、提出のあった伐採及び伐採後の造林の計画に従った伐採及び伐採後の造林を行うために必要な指導事項を具体的に記載すること。

令和 年 月 日

湧水町長 殿

【森林所有者】

〒
住所
氏名
電話

【提出者】

〒
住所
氏名
電話

印

印

【伐採事業者】

〒
住所
氏名
電話

印

伐採及び伐採後の造林の変更届出書

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に関し、下記のとおり変更がありましたので届け出ます。

記

1 伐採及び伐採後の造林の届出書の内容

確認又は適合通知番号	令和 年 月 日 ○○○第 号
森林の所在場所	

2 記載内容の変更（該当する項目の□にチェックを入れる）

- 伐採事業者の変更
- 伐採面積の変更（増加する場合は、新たに伐採及び伐採後の造林の届出書を提出）
- 伐採期間の変更
- 造林の方法・期間・面積の変更
- その他記載内容の変更（ ）

変更対照表

変 更 前	変 更 後

※変更内容の確認できる書類（契約書等）を添付すること。

年 月 日

湧水町長 殿

【森林所有者】

〒
住所
氏名
電話

印

【提出者】

〒
住所
氏名
電話

印

【伐採事業者】

〒
住所
氏名
電話

印

伐 採 取 り や め 届 出 書

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書については、当該伐採を取りやめましたので届け出ます。

記

適合通知又は 確認通知番号	年 月 日 ○○○第 号
森林の所在場所	
伐 採 面 積	ha
伐 採 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
今後の伐採予定	

伐採に係る森林の状況報告書

年 月 日

湧水町長 殿

報告者 住 所
氏 名
電 話

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採を実施したので、森林法第 10 条の 8 第 2 項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

湧水町	大字	字	地番
-----	----	---	----

2 伐採の実施状況

伐 採 面 積	ha (うち人工林 ha、天然林 ha)		
伐 採 方 法	皆伐・択伐	伐採率	%
森林所有者 (造林する者) の伐採跡地の確認の有無	有 ・ 無		
作 業 委 託 先			
伐 採 樹 種			
伐 採 齢			
伐 採 の 期 間			
集 材 方 法	集材路・架線・その他 ()		
集材路の幅員・延長	幅員	m	延長 m

3 備考

--

注意事項

- 1 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 3 面積は、小数第 2 位まで記載し、第 3 位を四捨五入すること。
- 4 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 5 樹種は、すぎ、ひのき、まつ (あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 6 伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○~○)」のように記載すること。

伐採後の造林に係る森林の状況報告書

年 月 日

湧水町長 殿

報告者 住 所
氏 名
電 話

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

湧水町 大字	字	地番
--------	---	----

2 伐採後の造林の実施状況

	造林の方法	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の造林本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林				ha	本		
天然更新				ha	本		

3 備考

--

注意事項

- 1 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 3 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。
- 4 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 5 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 6 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 7 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。
- 8 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

様

湧水町長

印

伐採の中止命令書

貴殿が行った下記の森林における立木の伐採は、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の8第1項の規定に違反し、引き続き伐採をすることは認められないので、同法第10条の9第4項の規定に基づき、下記の森林について伐採を中止するよう命令する。

記

1 立木を伐採した森林の所在場所

2 命令に係る森林の所在場所等

命令に係る森林の所在場所					その他必要な事項
市町村	大字	字	地番	林小班	

〔教示〕この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に湧水町長に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、湧水町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（注） その他必要な事項欄には、適正な伐採を行うために必要な指導事項を具体的に記載すること。

第 号
年 月 日

様

湧水町長

印

伐採後の造林命令書

貴殿が行った下記の森林における立木の伐採は、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の8第1項の規定に違反し、伐採後の造林をすることが必要と認められるため、同法第10条の9第4項の規定に基づき、伐採後の造林をするよう命令する。

記

命令に係る森林の所在場所				命令の内容	その他必要な事項
市町村	大字	字	地番		

[教示] この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に湧水町長に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、湧水町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(注) 1 命令の内容欄には、伐採後の造林を命ずる伐採跡地について、造林の期間、植栽本数及び樹種を具体的に記載すること。

また、伐採後の造林を命ずる伐採跡地が、湧水町森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地以外の伐採跡地にあつては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日（以下「基準日」という。）から起算して5年を経過した日までに、命令に係る植栽本数及び樹種による更新が認められない場合は、基準日から起算して7年を経過した日までに命令に係る植栽本数に満たない本数を植栽する旨を併せて記載すること。

2 その他必要な事項欄には、適正な伐採後の造林を行うために必要な指導事項を具体的に記載すること。

第14号様式（第20条関係）

年 月 日

湧水町長 様

届出人 住 所
氏 名 ⑩
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

緊 急 伐 採 届 出 書

火災（風水害その他の非常水害）に際し、緊急の用に供する必要がある、次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第2項の規定により届け出ます。

- 1 森林の所在 湧水町大字 字 番
- 2 伐採の日時
- 3 伐採の理由
- 4 伐採の方法及び面積

[注意事項]

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略できます。
- 2 面積は、ヘクタールを単位とし、小数点第2位まで記載し、第3位以下を四捨五入すること。